

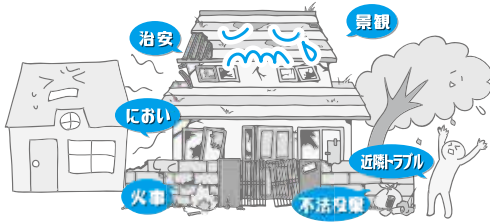
空家対策補助制度

空家建物が倒壊する、物が落下・飛散するなどして近隣住民の方や通行人に被害が生じた場合、空家の所有者は損害賠償などで管理責任を問われることがあるため、適切な管理が必要です。

町内の良好な住環境を確保し、地域住民の安全な生活環境を保つため、空家に関する補助制度をご活用ください。

危険空家除却費補助金

管理不全の空家で倒壊や建築材の飛散の恐れのある危険な住宅（不良住宅）と町が認めた危険な空家を除却する費用の一部を補助します。



補助金申請の前に、「危険空家判定申請」が必要です。判定結果により、補助金申請の可否が決まります。

補助額 除却工事にかかった費用の5分の4（上限20万円）

空家活用改修費補助金

大口町では、愛知県宅地建物取引業協会との協定に基づき、「大口町空き家バンク」を開設しております。空き家バンクに登録されている空家または登録を予定している空家を改修する方には、改修費用の一部を補助します。

補助額 改修にかかった費用の3分の2（上限40万円）

活用可能な空家については、「空き家バンク」を利用して流通を促すため、「耐震改修費補助金」と「空家活用改修費補助金」を併用することが可能です。

木造住宅耐震補助制度

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅を対象に、耐震補助制度を設けています。

地震発生時における木造住宅の倒壊等を軽減し、地域住民の不安を解消するためご活用ください。

耐震補助制度を申請するには、まずは無料耐震診断をおこなってください。

①耐震改修補助金

耐震補強工事費の80%（上限115万円）

②段階的耐震改修補助金

二段階で耐震補強工事を実施する場合、第一段と第二段の合計（上限100万円）

③耐震シェルター等補助金

補助対象経費の金額（上限30万円）

④木造住宅除却費補助金

除却工事にかかった費用（上限40万円）

移住定住支援補助制度

子育て世代をはじめとした若年層の定住を促進させ、バランスのとれた人口構成を実現し持続的に発展していくため、また将来にわたって活気あるまちづくりにつなげることを目的に、移住・定住支援補助制度を実施しています。

同居支援補助金・近居支援補助金

町内に1年以上お住まいの親世帯のもとへ、町外に1年以上お住まいの子世帯が同居または近居する場合、住宅の新築等にかかる費用または取得にかかる費用の一部を

補助します。

補助額 新築等または取得にかかる費用の3分の2（上限20万円）

在勤者定住支援補助金

町内の事業所等に1年以上継続して勤務または在籍する方を対象に、住宅の新築または取得にかかる費用の一部を補助します。

補助額 新築または取得にかかる費用の3分の2（上限20万円）

※空家住宅等の取得の場合は、上限100万円

なお、各補助金については、対象となる住宅や対象となる方の条件等があります。詳しくは、まちづくり推進課までお問い合わせください。

問合せ先 まちづくり推進課

☎95-1614